

平成27年10月1日号

区政報告

発行所：品川区議会公明党

住所：品川区広町 2-1-36 品川区役所 5階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

■ 議会控室：広町2-1-36 品川区役所議会棟5階

■ 電話：03-5742-6817

■ ファックス：03-3774-3366

■ Eメール：info@shinagawa-komei.org

■ HP：http://www.shinagawa-gikaikomei.org/



避難勧告が発令されたら… 大雨災害に備えましょう

先日の「平成27年台風第18号大雨災害」では多くの地域で浸水など大きな被害が発生しました。品川区でも、初の避難勧告が発令されました。

品川区には43カ所の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が指定されており、現在6カ所の区域が避難勧告等発令対象区域となっています。

● 3つある避難勧告等の種類

避難勧告等には、①避難準備情報②避難勧告③避難指示の3種類があり、それぞれ気象庁からの警報や警戒情報、また、がけ崩れの発生などの状況によって品川区から発令されます。

	どんなとき？	どうしたらいい？
避難準備情報	区内に気象庁より 大雨警報（土砂災害） が出されたとき	避難の準備を開始。土砂災害の前触れや身の危険を感じた場合はすぐに避難。高齢者、障がいのある方、小さい子どもをお連れの方は早めに避難。
避難勧告	区内に気象庁より 土砂災害警戒情報 または 記録的短時間大雨情報 が出された場合	指定避難所に避難。
避難指示	区内に気象庁より 大雨特別警報 が出された場合 がけ崩れの前兆現象 や、 がけ崩れが発生 した場合	直ちに指定避難場所に避難。

【問合せ】 建築課審査担当 ☎5742-6774

防災課計画係 ☎5742-6695



10月より通知開始 マイナンバーの注意点

10月より、住民票のある全ての区民の皆さんに12桁の「マイナンバー」が通知されます。

マイナンバーはいつ・どこに届くの？

マイナンバーは10月5日時点で住民票に記載されている住所に、**10月中旬から11月にかけて順次簡易書留で郵送**されます。

マイナンバーはいつ使うの？

平成28年1月より、社会保障、税、災害対策の分野で、税務署や区役所等の行政機関に提出する書類にマイナンバーの記載が必要になります。

自分のマイナンバーを他人に教えてもいい？

マイナンバーは法律で定められた目的以外に**むやみに他人に提供してはいけません**。もちろん、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱っている人がその情報を不当に他人に提供することは処罰の対象となっています。

【品川区マイナンバー・コールセンター】

☎0570-66-6825

月～金 午前8時半～午後8時、土・日・祝 午前9時半～午後5時半

23区一斉無料法律相談 弁護士に相談してみませんか

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会は、以下の日時に都内23区一斉無料法律



相談を行います。借地借家、遺言、相続、不動産など法律問題全般について無料で相談ができます。

【日時】 10月10日（土曜） 午前10時～午後1時

【場所】 区役所 第三庁舎3階区民相談室

【申込】 相談は事前予約制です。10月9日（金曜）の午前10時～午後4時に電話 3597-0811 へ申込をしてください。

このほかにも、区では**区民相談室**を設け、法律相談を行っています。

【日時】 毎週水曜、第2・4月曜（午後1時～午後4時）
第1火曜（午後6時～午後8時半）

【場所】 区役所 第三庁舎3階 区民相談室

【申込】 相談受付は相談日1週間前の午前9時から電話で予約をしてください。

【問合せ】 区民相談室 ☎3777-1111